7　北海道浦河郡浦河町浦河灯台正南の線以東、北緯四十二度四十分九秒の線以南の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

(1)　次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域

イ　北海道浦河郡浦河町浦河灯台

ロ　北海道浦河郡浦河町浦河灯台南西の線上北緯四十二度九秒の点

ハ　北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点（旧幌泉灯台中心点）南西の線上北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台十五海里の点

ニ　北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東十五海里の点

ホ　北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台百三十二度十海里の点

ヘ　北海道釧路市釧路埼灯台二百二十六度の線と北緯四十二度四十分九秒の線との交点

ト　北緯四十二度四十分九秒の線と北海道中川郡の最大高潮時海岸線との交点

(2)　北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台から十五海里以内の海域

8　青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東の線と最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線との両線間における海域

9　最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線と宮城県石巻市金華山頂上を通る緯線との両線間における海域

10　青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東の線と千葉県南房総市野島埼突端正東の線との両線間における海域

11　青森県八戸市鮫角突端正東の線と千葉県南房総市野島埼突端正東の線との両線間における海域

12　最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界正東の線と千葉県南房総市野島埼突端正東の線との両線間における海域

12の2　宮城県石巻市金華山頂上を通る緯線と最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線との両線間における海域

12の3　最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線と同海岸線上福島茨城両県界正東の線との両線間における海域

（太平洋中区）

13　次のイからニまで及びイの点を順次に結ぶ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時海岸線から五キロメートル以内の海域を除く。

イ　北緯三十四度四十分十二秒東経百三十九度三十四分四十九秒の点

ロ　北緯三十四度四十分十二秒東経百三十九度九分四十九秒の点

ハ　北緯三十四度二十分十二秒東経百三十八度五十九分四十九秒の点

ニ　北緯三十四度二十分十二秒東経百三十九度三十四分四十九秒の点

14　静岡県下田市爪木埼突端正南の線と最大高潮時海岸線上三重和歌山両県界正南の線との両線間における海域

15　静岡県御前崎市御前埼突端正南の線と最大高潮時海岸線上三重和歌山両県界正南の線との両線間における海域

17　最大高潮時海岸線上三重和歌山両県界正南の線と東経百三十四度五十三分五十秒の線との両線間の海域のうち和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境にある日ノ御埼突端及び徳島県阿南市伊島頂上を通る線以南の海域

（太平洋南区）

18　東経百三十四度五十三分五十秒の線と最大高潮時海岸線上徳島高知両県界南東の線との両線間の海域のうち和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境にある日ノ御埼突端及び徳島県阿南市伊島頂上を通る線以南の海域

20　東経百三十四度五十三分五十秒の線と高知県宿毛市鵜来島西端を通る経線との両線間における太平洋の海域

21　東経百三十四度五十三分五十秒の線以西、宮崎県串間市都井岬突端正東の線以北の太平洋の海域

22　徳島県阿南市蒲生田岬突端正南の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域。ただし、漁業法施行令第二十七条の表瀬戸内海の項の下欄に掲げる海域を除く。

23　大分県佐伯市鶴御埼突端から愛媛県南宇和郡愛南町横島南端を通る線と宮崎県串間市都井岬突端正東の線との両線間における海域のうち東経百三十二度二十四分五十一秒の線以西の海域

24　最大高潮時海岸線上大分宮崎両県界正東の線と鹿児島県肝属郡内之浦町火埼突端南東の線との両線間における海域のうち東経百三十二度二十四分五十一秒の線以西の海域

（日本海北区）

26　北緯四十度十分九秒の線、北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十五度五十九分四十九秒の線及び東経百三十二度五十九分五十秒の線により囲まれた海域

28　青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼突端正西の線と最大高潮時海岸線上青森秋田両県界正西の線との両線間における海域

29　青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼突端正西の線と新潟県新潟市新潟港西区西突堤灯台北北西の線との両線間における海域

30　青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西の線と石川県珠洲市禄剛埼突端北西の線との両線間における海域

32　最大高潮時海岸線上新潟富山両県界正北の線と同海岸線上福井県京都府境界正北の線との両線間における海域

33　石川県珠洲市禄剛埼突端正北の線と最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線との両線間における海域

34　石川県珠洲市禄剛埼突端正北の線と島根県出雲市日御碕突端正北の線との両線間における海域

35　福井県三方上中郡若狭町常神岬突端正北の線と兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北の線との両線間における海域

（日本海西区）

37　京都府京丹後市経ヶ岬突端北東の線と島根県出雲市日御碕突端正北の線との両線間における海域

38　最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域及び北緯四十度九秒の線以南、北緯三十五度十一秒の線以北、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西の海域

40　最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

41　北緯三十五度十一秒の線、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線、同灯台から大韓民国鴻島灯台を通る線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及び東経百二十九分五十二秒の線により囲まれた海域

43　島根県出雲市日御碕灯台正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

44　最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域

45　山口県下関市角島西端正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

46　北緯三十六度十一秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域

47　北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域